

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況報告

(令和7年4月30日時点)

1 テーマ

補助金等に関する財務事務の執行について

2 措置状況の概要

指摘数（件）		措置数（件）			措置済の割合（%）	検討中以外の割合（%）
		措置済＊	対応中	検討中		
結果	6	6	0	0	100.0%	100.0%

＊「その他」の5件（意見）については、措置済に含む。

3 措置区分の説明

- 措置済 . . . 指摘に対して、措置が完了したもの。
- 対応中 . . . 指摘に対して、具体的な措置を実施中であるが、完了に至っていないもの。または、具体的な対応方針が決まっているもの。
- 検討中 . . . 指摘に対して、措置内容の検討をしている段階で、措置の実施に至っていないもの。
- その他 . . . 指摘の対象自体が消滅した場合や、合理的な理由をもって措置不要・対応困難と判断した場合など。

令和6年度 泉南市包括外部監査結果に対する措置状況									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	補助金名	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和7年4月時点)	措置区分
33	62	結果	1	生活福祉課	民生委員児童委員協議会補助金	立替金の精算については、立替えが確認できる証憑の添付を求める必要がある。	立替金の精算時に証憑を求めることとし、令和6年度分の立替金の精算から対応している。	令和6年度に措置済み。	措置済
41	72	結果	2	長寿社会推進課	社会福祉協議会補助金	「社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱」において、一般運営事業を除いて補助対象とする経費の科目や内容は具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。	「補助金に関するガイドライン」等に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
45	77	結果	3	長寿社会推進課	シルバー人材センター運営費補助金	「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」にしたがって補助金を交付する必要がある。国の補助金の補助対象経費と同じになるように市の補助対象経費を明確化するとともに、またあわせて、「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」にしたがって補助金が交付されていることを事後的に検証できるよう、シルバー人材センターの決算書や収支予算書等については、市の要綱における科目名との関連性について、明確に整理することが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、国の定める補助金の補助対象経費と整合性を取り、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
46	82	結果	4	長寿社会推進課	シルバー人材センター運営費補助金	「補助金に関するガイドライン」、及び「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」第5条の規定に従い、補助金の返還や減額を検討する必要がある。	余剰金について、今後の事業内容等も含め使途及びその金額等の確認を取ったうえで補助金の減額を慎重に検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
48	85	結果	5	長寿社会推進課	小地域ネットワーク推進事業補助金	市の補助金が会員会費の還元に充当されているという誤解を防止するため、地区福祉委員会の活動費用に充てるために地区福祉委員会に支出しているのであれば、その補助金の使用実態に合わせて社会福祉協議会の費用として適正な勘定科目で計上する必要がある。また、適正な補助金の交付ために、交付対象事業、交付対象経費及び交付手続き等を要綱として明文化する必要がある。	現行の勘定科目では誤解の恐れがあるため、使用実態に応じた勘定科目で計上するよう協議を行う。また、要綱について、補助対象となる経費、補助申請から交付までの流れについて改めて見直しを行ったうえで要綱を改正する。	令和6年度に措置済み。	措置済
51	92	結果	6	保育子ども課	子ども・子育て支援補助金	過大に交付した補助金の返還を求めるとともに、補助金交付額を決定する実績報告額について計算誤りがないように確認する必要がある。	過大に交付した返還分については受領した。また、実績報告額を報告する様式について、数式による自動計算と手計算による検算を再度徹底する。	令和6年度に措置済み。	措置済

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況報告

(令和7年4月30日時点)

1 テーマ

補助金等に関する財務事務の執行について

2 措置状況の概要

指摘数（件）		措置数（件）			措置済の割合（%）	検討中以外の割合（%）
		措置済＊	対応中	検討中		
結果	6	6	0	0	100.0%	100.0%
意見	70	32	22	16	45.7%	77.1%
計	76	38	22	16	50.0%	78.9%

＊「その他」の5件（意見）については、措置済に含む。

3 措置区分の説明

- 措置済・・・指摘に対して、措置が完了したもの。
- 対応中・・・指摘に対して、具体的な措置を実施中であるが、完了に至っていないもの。または、具体的な対応方針が決まっているもの。
- 検討中・・・指摘に対して、措置内容の検討をしている段階で、措置の実施に至っていないもの。
- その他・・・指摘の対象自体が消滅した場合や、合理的な理由をもって措置不要・対応困難と判断した場合など。

令和6年度 泉南市包括外部監査結果に対する措置状況										
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	補助金名	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和7年4月時点)	措置区分	
1	17	意見	1	財政課 行財政改革課	-	それぞれの補助金等の目的に沿った適切に執行を確保するために、「補助金等の額の確定について」、「消費税部分の返還について」、「対象補助金等について」、「補助金等の交付方法の特例について」といった点からの補助金等交付に関する規則（現交付規程）の見直しについて検討することが望まれる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
2	18	意見	2	財政課 行財政改革課	-	特に補助金額の確定を中心とする補助金等の交付に係る具体的な手続きについて、全庁的な基準を補助金等交付事務に関するマニュアル、チェックリスト等において明文化することが望まれる。なお、これらの補助金等交付事務に関するマニュアル、チェックリスト等は、例えば現在のガイドラインに別紙として追補するような手法によることも考えられる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
3	20	意見	3	財政課 行財政改革課	-	所管課においてガイドラインが適切に運用され、ガイドラインで定められた補助金等の制度設計に関する市としての方針の実現を図るためには、その具体的な運用方法について十分に明文化するような見直し又は追補版の策定が望まれる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
4	21	意見	4	財政課 行財政改革課	-	補助金等の事務を取りまとめる課を定めた上で、各補助金等の所管課職員が補助金等のあり方についての市のルールや方針を理解できるよう、例えば「補助金に関するガイドライン」の定期的な通知・啓蒙を行うとともに、一般的な補助金等の基礎的な知識や他団体における事例等を学ぶことが望まれる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
5	22	意見	5	財政課 行財政改革課	-	市全体として適切な補助金の交付を実現していくために、例えば三年に一度等、補助金のガイドライン遵守状況についての、市全体で独立的視点（他課）での定期的かつ継続的な調査を実施し、必要に応じて所管課に指導する仕組みを整備することが望まれる。この際、例外的にガイドラインに抵触する補助金については、その合理的な根拠を整理し、対外的に説明できるようにしておくことが重要である。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
6	23	意見	6	財政課 行財政改革課	-	市全体として、交付要綱上での補助率の設定を促進した上で、特に補助率の高い（100%）事業については、引き続き①事業の実施主体を市とし、直営又は委託料による執行とする、②団体等が自立して事業を継続する、③所期の目的を達成し役割を終えたものとして廃止する、といった検討を進めることが望まれる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
7	24	意見	7	財政課 行財政改革課	-	今後も市全体として各補助金の状況を把握した上で、団体運営補助については、交付対象団体と所管課が連携して①団体の財政的な自立を促進すること、②財政的自立が困難な団体について団体運営補助により当該団体を存続させる必要性を継続的に検討すること等について所管課に指導することにより、可能な限り事業費補助へ移行させる取組を推進することが望まれる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
8	24	意見	8	財政課 行財政改革課	-	市全体として、所管課による補助対象団体事務の代行の解消を推進するため、市全体としての当該代行等状況を調査した上で、一定の期限を定めて解消を求めることや、解消が困難な団体については、当該代行職員と補助金交付業務に関与する職員を独立させるといった取組を推進していくことが望まれる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
9	25	意見	9	財政課 行財政改革課	-	このような優良事例について市全体で共有し、所管課と補助金交付対象団体のコミュニケーションを通して、相見積もりの徴取等により、補助金交付対象団体における補助対象経費の支出の効率化を促進していくことが望まれる。	予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。	【財政課】予算編成過程における、補助金等の適切な執行の確保のための視点として、ガイドライン等の見直しを検討する。 【行財政改革課】関係各課と連携して泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程を見直し、新たな規則の策定に取り組む。	検討中	
10	33	意見	10	政策推進課	ABC委員会に対する補助金	ABC委員会の事務局業務を市が実施する場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担う等対策を講じることが望まれる。	補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しについて検討する。	令和7年度に措置済み。	措置済	
11	33	意見	11	政策推進課	ABC委員会に対する補助金	「泉南市ABC委員会補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市ABC委員会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市ABC委員会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	「補助金に関するガイドライン」等に従って、補助対象とする経費の科目や内容について定める要綱の改正案を策定している。	対応中	
12	35	意見	12	政策推進課	コミュニティ補助金	「泉南市コミュニティ補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市コミュニティ補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市コミュニティ補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業については、補助対象が多岐にわたるため複数課がそれぞれの補助事業を実施している。よって、本課だけで事業全体を網羅する要綱を定めることが困難であることから、本課が主担となるコミュニティ補助金についての要綱の策定を検討する。	「補助金に関するガイドライン」等に従って、補助対象とする経費の科目や内容について定める要綱の改正案を策定している。	対応中	
13	37	意見	13	人権推進課	泉南市人権啓発推進協議会補助金	泉南市人権啓発推進協議会の事務局業務を市が引き続き代行する場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務の代行を担う等対策を講じることが望まれる。	補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しについて検討する。	補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しについて検討する。	検討中	
14	37	意見	14	人権推進課	泉南市人権啓発推進協議会補助金	「泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和7年度に措置済み。	措置済	

整理 番号	報告 書頁	結果・意見	番号	担当課	補助金名	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和7年4月時点)	措置 区分
15	39	意見	15	人権推進課	泉南市事業所人権推進連絡会補助金	泉南市事業所人権推進連絡会の事務局業務を市が引き続き代行する場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務の代行を担う等対策を講じることが望まれる。	補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しについて検討する。	補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しについて検討する。	検討中
16	39	意見	16	人権推進課	泉南市事業所人権推進連絡会補助金	「泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和7年度に措置済み。	措置済
17	41	意見	17	人権推進課	泉南市人権協会補助金	「泉南市人権協会補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市人権協会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市人権協会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	「補助金に関するガイドライン」等に従って、補助対象とする経費の科目や内容について定めるよう要綱の改訂を検討する。	検討中
18	41	意見	18	人権推進課	泉南市人権協会補助金	実績報告に泉南市人権協会が実施した監事監査の結果を添付させること等により、補助対象経費の支出の適正性について間接的に所管課が確認していることを書面で残すべきである。	監事監査の結果を書面等で求めるなどし、所管課として補助対象経費支出の適正性について確認する。	監事・監査等の結果について書面等での提出を求め、所管課として補助対象経費支出の適正性について確認を行う。	対応中
19	42	意見	19	人権推進課	泉南市人権協会補助金	補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。 また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。	泉南市人権協会の顧問税理士が精査したところ、令和6年度は課税仕入税額控除税額は発生しないとの報告を受けた。 令和7年度以降の仕入税額控除の取り扱いについて、「補助金に関するガイドライン」等に従って適切に対応する。	令和7年度に措置済み。	措置済
20	44	意見	20	プロモーション 戦略課	農業漁業体験実施事業補助金	補助金の使途が確かに補助対象の経費であり、補助の目的に適合したものであることについて、証憑類に基づく妥当性の検証を実施する必要がある。	本補助金事業は、令和6年度より委託事業となっているが、委託事業であっても補助金事業同様、請求書及び収支報告内容に不適切な点がないか検証する。	令和5年度で補助金事業終了。	その他
21	44	意見	21	プロモーション 戦略課	農業漁業体験実施事業補助金	使途の分かりやすい補助金申請書及び実績報告書の作成に向けて、補助金申請書と実績報告書との整合性を図りながら積算額の内訳を明確にするような書類作成を補助金交付先に求めることが望まれる。	本補助金事業は、令和6年度より委託事業となっているが、委託事業であっても補助金事業同様、積算額の内訳やその整合性などを明確にし委託先に書類作成を求めるように努める。	令和5年度で補助金事業終了。	その他
22	46	意見	22	プロモーション 戦略課	泉南市観光協会補助金	市の補助金等を原資とした繰越金の解消に向けて、観光協会と協議を行う等した上で、繰越金による事業の実施や、繰越金を踏まえ翌年度以降の補助金額を決定する等、検討することが望まれる。 また、現状、交付要綱において補助対象経費に係る定めがないため、事業費補助への移行とあわせて補助対象経費の明確化を検討することが望まれる。	繰越金については、特定事業を実施するための経費として積み立てていたものであるが、時勢により特定事業を観光協会が実施することがなくなっており、繰越金の解消に向けて協議する。 また、令和7年度予算では本補助金に代わり、観光協会再生事業委託料として計上しており、その中で経費執行の明確化も図る。	令和6年度で補助金事業終了。 本事業に関しては、令和7年度は観光協会再生事業委託料として執行予定であるが、引き続き「繰越金」の解消に向けて当該団体と協議を行う。	その他
23	46	意見	23	プロモーション 戦略課	泉南市観光協会補助金	市の観光振興計画等においても観光協会への期待が示されているところであり、観光協会の組織化及び組織能力の強化に向けて、観光協会のあり方や専門人材の育成策を検討することが望まれる。	令和7年度に観光協会の組織強化を目的とした観光協会再生委託事業を実施する。	令和7年度に観光協会再生事業として業務委託を実施予定。そのなかで専門的人材の活用、専門的な見地やスキルに基づいた観光協会のあり方についてもプランニングしていく予定である。	その他
24	46	意見	24	プロモーション 戦略課	泉南市観光協会補助金	公金を財源とした補助金の使途として望ましいかについて、証憑類を確認すること等により、妥当性の検証を実施することが望まれる。	証憑等と突合し、実績報告の妥当性を検証する。	令和6年度実績について、領収書、請求書により内容確認を行った。 なお、本事業は令和6年度で事業終了。	その他
25	48	意見	25	プロモーション 戦略課	誘客イベント開催支援事業補助金	多くの、かつ、多角的な回答者を集められるように、アンケートの配付方法や回答方法等について見直しを検討することが望まれる。また、成果指標を明確に設定した上で、アンケートを通じて成果指標を測られるような仕組みについて検討することが望まれる。	令和6年度事業において、約500名の来場者からアンケートを取得している。今後もアンケートの配布方法等について補助事業者と協議を進める。	令和6年度に措置済み。	措置済
26	48	意見	26	プロモーション 戦略課	誘客イベント開催支援事業補助金	補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。 また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。	仕入税額控除に関する取り扱いについて、「補助金に関するガイドライン」等に従って適切に対応する。	令和7年度に措置済み。	措置済
27	52	意見	27	環境整備課	自主環境整備補助金	令和13年度予定のし尿処理場(双子川浄苑)の建替え更新を契機として自主環境整備補助金の前提が大きく変化することから、当該補助金のあり方についても抜本的に見直すべく検討することが望まれる。	令和13年度予定のし尿処理場(双子川浄苑)の建替え更新時期を目途として自主環境整備補助金のあり方について地元団体と協議を進める。	自主環境整備補助金のあり方について地元団体と協議を進める。	検討中
28	53	意見	28	環境整備課	コミュニティバス運行事業補助金	月別の運賃収入の推移について過年度実績との比較等の分析を実施し、異常な増減がある場合には、補助金交付先へのヒアリングや根拠データの提出を求める等して、収入に係る実績報告の妥当性の検証を実施することが望まれる。	月別の運賃収入の推移について、過年度実績との比較等の分析を行っている。異常な増減がある場合には、補助金交付先へのヒアリングや根拠データの提出を求め、必要に応じて、運賃収入の基礎データである売上台帳や乗客データ等の提出を求める。	令和6年度に措置済み。	措置済
29	54	意見	29	環境整備課	コミュニティバス運行事業補助金	そのため、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。 また、泉南市コミュニティバス運行事業補助金のように、補助金の交付額が多額となることが想定される補助金については、要綱にも、消費税の確定申告終了後、速やかに上記報告を行う旨を規定することが望まれる。	補助金にかかる消費税の仕入控除税額の取り扱いについて、補助事業者から補助対象とする経費において消費税相当分を計上していないことを確認した。 また、補助対象事業者が変更となる場合等、「補助金に関するガイドライン」等に従って適切に対応する。	令和6年度に措置済み。	措置済

整理 番号	報告 書頁	結果・意見	番号	担当課	補助金名	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和7年4月時点)	措置 区分
30	57	意見	30	産業振興課	水産資源再生事業補助金	泉南市におけるアナゴの養殖・販売の重要性を再検討した上で、養殖事業継続の可否等について岡田浦漁業協同組合等の関係各所と協議することが望まれる。	泉南市におけるアナゴの養殖・販売の重要性を再検討した上で、養殖事業継続の可否等について岡田浦漁業協同組合と協議する。	養殖事業継続の可否等について岡田浦漁業協同組合と協議を進める。	検討中
31	58	意見	31	産業振興課	水産資源再生事業補助金	補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。 また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。	補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係ることができる部分の金額「消費税仕入控除税額」がある場合の取扱規定を追加する要綱改正を行う。	令和7年度に措置済み。	措置済
32	59	意見	32	産業振興課	空き店舗家賃補助金	補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。 また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。	令和6年度分の補助金から消費税及び地方消費税額は仕入税額控除の対象となる場合は、補助対象経費に含まないことを要綱に明記している。返還や報告等の仕入税額控除の取り扱いについては、「補助金に関するガイドライン」等に従って適切に対応する。	令和6年度に措置済み。	措置済
33	62	結果	1	生活福祉課	民生委員児童委員協議会補助金	立替金の精算については、立替えが確認できる証憑の添付を求める必要がある。	立替金の精算時に証憑を求めることとし、令和6年度分の立替金の精算から対応している。	令和6年度に措置済み。	措置済
34	62	意見	33	生活福祉課	民生委員児童委員協議会補助金	泉南市民生委員児童委員協議会の事務局業務を市が引き続き行う場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担う等対策を講じることが望まれる。	補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しについて検討する。	補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しを行っている。	対応中
35	63	意見	34	生活福祉課	民生委員児童委員協議会補助金	「補助金に関するガイドライン」及び補助金の交付対象経費とすることについて市民の理解が得られるかをふまえて、「泉南市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱」において、市からの補助金の補助対象経費の範囲を明確にした上で、補助金交付決定額の添付書類として求められている収支決算書、補助事業実績報告書において各費用等の財源の報告を求めることが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」等に従って、補助対象とする経費の科目や内容について定めた条項を要綱の見直しを検討する。また、補助金の実績報告において、補助金の財源を明らかにするよう要綱の改正もあわせて検討する。	「補助金に関するガイドライン」等に従って、要綱の改定案を作成している。	対応中
36	65	意見	35	生活福祉課	泉南警察署管内防犯協会負担金	2市1町で対象費用の明確化について協議し、その協議内容を明文化することで、実際の支出額により負担金を精算する等の対応を検討することが望まれる。	2市1町及び泉南警察署と協議し、実際の支出額により負担金を精算することについて検討する。	2市1町及び泉南警察署と協議し、実際の支出額により負担金を精算することについて検討する。	対応中
37	68	意見	36	生活福祉課	泉南警察署管内防犯協会負担金	今後2市1町の協議において、負担金の対象とする経費の範囲について明確にすることが望まれる。	2市1町及び泉南警察署と協議し、負担金の対象とする経費の範囲について検討する。	2市1町及び泉南警察署と協議し、実際の支出額により負担金を精算することについて検討する。	対応中
38	68	意見	37	生活福祉課	泉南警察署管内防犯協会負担金	2市1町の協議において、泉南警察署管内防犯協会に対して、大会開催の必要性の検討の上、積立金の取崩しの要否を検討することを求めるとともに、次年度の繰越金及び大会積立金の状況を考慮した負担金の返還や翌年度の負担金の減額等の措置の検討を求めることが望まれる。	2市1町及び泉南警察署と協議し、大会の必要性や積立金の取り扱いについて検討する。	2市1町及び泉南警察署と協議し、実際の支出額により負担金を精算することについて検討する。	対応中
39	68	意見	38	生活福祉課	泉南警察署管内防犯協会負担金	泉南警察署管内防犯協会の事務局業務を市が引き続き行う場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担う等対策を講じることが望まれる。	負担金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しについて検討する。	負担金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担当するように業務分担の見直しを行っている。	対応中
40	70	意見	39	長寿社会 推進課	社会福祉協議会補助金	補助交付額を決定する際には、交付先団体の策定する予算額のみではなく、上記余剰金を加味し、補助金交付の必要性や補助金額の減額について慎重に検討することが望まれる。また、社会福祉協議会の自主財源の確保及び効率的な運営を行う努力が十分になされているかの検証は必要であり、今後の自己収入確保の方向性について、市と社会福祉協議会が連携して検討していくことが望まれる。	余剰金については社会福祉協議会の基金であるため、社会福祉協議会が使用用途等を検討することが前提となる。ただし、基金の活用方法等について定期的に確認するとともに補助金の減額については慎重に検討する。 また、社会福祉協議会に自己収入確保について努力するよう促す。	令和6年度に措置済み。	措置済
41	72	結果	2	長寿社会 推進課	社会福祉協議会補助金	「社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱」において、一般運営事業を除いて補助対象とする経費の科目や内容は具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。	「補助金に関するガイドライン」等に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
42	73	意見	40	長寿社会 推進課	社会福祉協議会補助金	実績報告に対して、各事業の従事者の給与台帳、領収書等や各事業への経費の按分に関連する証憑等を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証することが望まれる。	証憑等と突合し、実績報告の妥当性を検証する。	令和6年度に措置済み。	措置済
43	74	意見	41	長寿社会 推進課	社会福祉協議会補助金	そのため、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。 また、泉南市社会福祉協議会補助金のように、補助金の交付額が多額となることが想定される補助金については、要綱にも、消費税の確定申告終了後、速やかに上記報告を行う旨を規定することが望まれる。	補助金に係る仕入控除税額について、要綱に消費税の確定申告終了後、速やかに発生しているか否かの報告を行う旨を規定する。また、発生した場合には返還手続きを行えるよう併せて規定する。	令和6年度に措置済み。	措置済
44	75	意見	42	長寿社会 推進課	社会福祉協議会補助金	補助金交付対象業務及び委託業務の対象範囲に重複がないことを確認した上で、事業や業務の実施主体を確認し、補助金を交付すべき業務と委託すべき業務の区分について整理することが望まれる。	補助金交付対象業務の対象範囲は、ボランティア運営事業に係る人件費・事務費で、委託業務に係る対象範囲はボランティア活動に係る広報費であるため、対象範囲に重複はないが、内容について整理を行った上で令和7年度より補助金交付のみの予算計上を行った。	令和6年度に措置済み。	措置済

整理 番号	報告 書頁	結果・意見	番号	担当課	補助金名	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和7年4月時点)	措置 区分
45	77	結果	3	長寿社会 推進課	シルバー人材センター運営費補助金	「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」にしたがって補助金を交付する必要がある。国の補助金の補助対象経費と同じになるように市の補助対象経費を明確化するとともに、またあわせて、「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」にしたがって補助金が交付されていることを事後的に検証できるよう、シルバー人材センターの決算書や収支予算書等については、市の要綱における科目名との関連性について、明確に整理することが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、国の定める補助金の補助対象経費と整合性を取り、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
46	82	結果	4	長寿社会 推進課	シルバー人材センター運営費補助金	「補助金に関するガイドライン」、及び「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」第5条の規定に従い、補助金の返還や減額を検討する必要がある。	余剰金について、今後の事業内容等も含め使途及びその金額等の確認を取ったうえで補助金の減額を慎重に検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
47	83	意見	43	長寿社会 推進課	シルバー人材センター運営費補助金	実績報告に対して、従事者の給与台帳、領収書等の証憑類を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証することが望まれる。	証憑等と突合し、実績報告の妥当性を検証する。	令和6年度に措置済み。	措置済
48	85	結果	5	長寿社会 推進課	小地域ネットワーク推進事業補助金	市の補助金が会員会費の還元に充当されているという誤解を防止するため、地区福祉委員会の活動費用に充てるために地区福祉委員会に支出しているのであれば、その補助金の使用実態に合わせて社会福祉協議会の費用として適正な勘定科目で計上する必要がある。また、適正な補助金の交付のために、交付対象事業、交付対象経費及び交付手続き等を要綱として明文化する必要がある。	現行の勘定科目では誤解の恐れがあるため、使用実態に応じた勘定科目で計上するよう協議を行う。また、要綱について、補助対象となる経費、補助申請から交付までの流れについて改めて見直しを行ったうえで要綱を改正する。	令和6年度に措置済み。	措置済
49	86	意見	44	長寿社会 推進課	小地域ネットワーク推進事業補助金	地区福祉委員会への再補助の必要性及び内容を改めて検証した上で必要があれば、「補助金に関するガイドライン」に基づき、再補助の対象経費を要綱等で明確化するとともに、再補助金額等の見直しを検討することが望まれる。	小地域ネットワーク推進事業補助金は地区福祉委員会の見守り・個別援助活動等に係る人件費・事務費等が対象で、社会福祉協議会補助金は地域の特性に応じたその他の活動に係る事業費が対象であるため、対象経費に重複はないが、改めて、事業内容について整理を行った上で令和7年度から小地域ネットワーク推進事業補助金のための予算計上を行うこととした。	令和6年度に措置済み。	措置済
50	87	意見	45	長寿社会 推進課	小地域ネットワーク推進事業補助金	実績報告に対して、従事者の給与台帳、領収書等の証憑等を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証することが望まれる。	証憑等と突合し、実績報告の妥当性を検証する。	令和6年度に措置済み。	措置済
51	92	結果	6	保育子ども課	子ども・子育て支援補助金	過大に交付した補助金の返還を求めるとともに、補助金交付額を決定する実績報告額について計算誤りがないように確認する必要がある。	過大に交付した返還分については受領した。また、実績報告額を報告する様式について、数式による自動計算と手計算による換算を再度徹底する。	令和6年度に措置済み。	措置済
52	92	意見	46	保育子ども課	子ども・子育て支援補助金	補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。 また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。	仕入税額控除に関する取り扱いについて、「補助金に関するガイドライン」等に従って適切に対応する。	仕入税額控除に関する取り扱いについて、「補助金に関するガイドライン」等に従って適切に対応する。	対応中
53	98	意見	47	生涯学習課	泉南市合唱団補助金	決算報告に対して、領収書や通帳といった証憑等を入手すること等により、補助対象経費の内容を把握して、補助金の実績報告の妥当性を検証し、その実施結果を残すことが望まれる。	決算報告時に領収書や通帳の写しを提出するように指示し、妥当性の検証をする。	決算報告時に領収書や通帳の写しを提出するように指示している。	対応中
54	98	意見	48	生涯学習課	泉南市合唱団補助金	合唱団と協議の上、実績報告時に提出される決算報告及び交付申請時に提出される予算について、要綱に記載の補助対象経費と整合した費目で作成することで、補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証が可能となるような、予算や決算報告の様式見直しを検討することが望まれる。	補助金交付要綱に基づいた補助対象経費が確認できる決算報告書の作成を指示し、実績報告及び交付申請の妥当性を検証する仕組みについて導入を検討する。	補助金交付要綱に基づいた補助対象経費が確認できる決算報告書の作成を指示している。	対応中
55	99	意見	49	生涯学習課	泉南市合唱団補助金	どのような発表会等合唱及び演奏活動に関する事業を補助対象とするかを明確にした上で、補助金の公平性及び補助事業の効率性の観点から、泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団に限らず、公共的な活動を行う団体に対して補助が行えるよう、要綱等を見直し検討することが望まれる。	補助対象事業を明確にするよう指示し、合唱団及び吹奏楽団以外への補助については、事業内容が公共的なものであるのか明確な基準を設けることができるのか要綱等の見直しを検討する。	合唱団及び吹奏楽団以外への補助について、事業内容が公共的なものであるのか明確な基準を設けるための要綱等の見直しを行う。	対応中
56	101	意見	50	生涯学習課	泉南市体育協会補助金	決算報告に記載の繰越金に対して、決算時に通帳等を入手し実在性を確認すること等で、補助金の実績報告の妥当性の検証を強化することが望まれる。	決算報告時に領収書や通帳の写しを提出するように指示し、提出される資料から妥当性の検証をする。	決算報告時に領収書や通帳の写しを提出するように指示している。	対応中
57	101	意見	51	生涯学習課	泉南市体育協会補助金	体育協会と協議の上、実績報告時に提出される決算報告及び交付申請時に提出される予算について、要綱に記載の補助対象経費と整合する費目で作成することで、補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証が可能となるような、予算や決算報告の様式見直しを検討することが望まれる。	補助金交付要綱に記載の補助対象経費と整合する費目で予算書及び決算報告書の作成を指示し、実績報告等の妥当性を検証する。	補助金交付要綱に記載の補助対象経費と整合する費目で予算書及び決算報告書の作成を指示している。	対応中
58	103	意見	52	生涯学習課	泉南市体育協会補助金	体育協会から育成事業費が支出されている各スポーツ協会の活動状況や育成事業費の使用状況、使用内容について補助金所管課でも把握し、補助金が最終的に適切に使用されているかを確認することが望まれる。あわせて、体育協会への登録料（会費）に使用されていないかについても確認することが望まれる。 また、上記の補助金の使途の検証結果をふまえて、各スポーツ協会へ支出される育成事業費設定額の妥当性を検証することで、体育協会への補助金額の妥当性の検証を強化することが望まれる。	決算報告時に各スポーツ協会からの領収書を提出するよう指示し、提出される資料から妥当性の検証をする。	決算報告時に各スポーツ協会からの領収書を提出するよう指示している。	対応中
59	104	意見	53	生涯学習課	オープンウォータースイミング 大会開催支援補助金	2026年度を補助金の一旦の終期とするのが妥当と考えられ、「補助金に関するガイドライン」に従い、補助金の終期について要綱に明記することが望まれる。	補助金の終期を要綱に追記する。	令和7年度に措置済み。	措置済
60	105	意見	54	生涯学習課	少年補導員連絡協議会負担金	協議会との間で協定書・合意文書等を締結し、この負担金の支出根拠や支出金額を明確化することが望まれる。	事務局である泉南警察署が、負担金の支出根拠や支出金額を含んだ規約を作成する。	事務局である泉南警察署に負担金の支出根拠や支出金額を含んだ規約の作成を依頼している。	対応中

整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	補助金名	指摘・意見の内容	対応の方針	措置内容(令和7年4月時点)	措置区分
61	105	意見	55	生涯学習課	少年補導員連絡協議会負担金	同じ泉南警察署管内にある2市1町で協議し、例えば持ち回りで総会に出席し資料を共有する等により、協議会の当年度の活動予定や予算内容、前年度の活動内容や収支決算内容を把握し、負担金が適切に使用されているかを確認できる体制を整えることが望まれる。	泉南警察署に活動内容や負担金の支出用途が分かる資料を提供するよう依頼する。	事務局である泉南警察署に活動内容や負担金の支出用途が分かる資料の提供を依頼している。	対応中
62	107	意見	56	指導課	青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金	維持管理経費について、当事業の支出でありかつ補助対象経費として認められる性質のものであるかを補助金所管課で精査するとともに、今後、認められる補助対象経費が補助金額を下回る状況が生じる場合には、その不用額の返還等の措置を行っていくことが望まれる。また、要綱において、このような不用額が発生した場合に、返還等の措置を行う旨を明記することが望まれる。	維持管理経費について、補助対象経費として認められるものであるかを精査し、補助対象経費が補助金額を下回る場合には、その差額の返還を求める。また、要綱において、このような差額が発生した場合には、返還等の措置を行う条項を明記することを検討する。	令和6年度分において補助金額を下回る状況が生じた場合の返還手続きを進めたが、一部団体との手続きが完了しなかったことから令和7年度分より実施予定。また、要綱に明記するため、条項作成に向けて協議している。	対応中
63	108	意見	57	指導課	青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金	収支決算書に対して、領収書や通帳といった証憑等を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証するとともに、その実施結果を残すことが望まれる。	決算報告時に領収書や通帳の写しを提出するように指示し、提出される資料から妥当性の検証をするとともに、その実施結果を記録する。	令和7年度に措置済み。	措置済
64	109	意見	58	指導課	青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金	補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証を可能とするため、補助対象団体と協議の上、①交付申請時に提出される収支計画書について、要綱に記載の補助対象経費と整合した科目で作成し、②収支決算書は収支計画書と科目をあわせて作成するような、収支計画書や収支決算書の様式の見直しを検討することが望まれる。	実績報告と交付申請の妥当性を検証するため、収支計画書、収支決算書及び要綱の科目を整合させることを検討する。	収支計画書、収支決算書及び要綱の科目を整合させる方法について関係団体と協議している。	対応中
65	109	意見	59	指導課	青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金	必要なタイミングに必要な補助金を支給できるよう、年度ごとの補助対象経費（任意保険、ガソリン代、車検修理代等）の発生見込みに基づき、補助金支給額を設定することが望まれる。	年度ごとの補助対象経費の発生見込み額と地域の実情を踏まえ、補助金の事務処理方法について検討する。	必要なタイミングに必要な補助金を支給できるよう協議を進めているが、地域の実態を踏まえた対応を行うため、令和7年度に周知徹底の上、令和8年度より実施予定。	対応中
66	111	意見	60	指導課	中学校対外試合等生徒派遣事業補助金	補助金所管課では、自治体や中学校体育連盟などが主催する大会への交通費、参加費を補助対象経費として想定しているとのことであり、こうした補助対象経費を要綱において明確化することが望まれる。また、「中学校対外試合等生徒派遣事業補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「中学校対外試合等生徒派遣事業補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	課内で「補助金に関するガイドライン」を確認し、要綱の記載と照らし合わせて、改定ポイントを整理した。今後は、各学校とも協議し、要綱の改定を進めていく。	対応中
67	112	意見	61	指導課	中学校対外試合等生徒派遣事業補助金	各中学校から決算時に通帳等を入手、確認する等、補助金の実績報告の妥当性の検証を強化することが望まれる。	各中学校から決算時に通帳等を入手し、実績報告の妥当性の検証を強化する。	令和7年度に措置済み。	措置済
68	112	意見	62	指導課	中学校対外試合等生徒派遣事業補助金	割振額に満たない中学校から割振額を超えている中学校に対する再配分を行い、補助対象経費として認められる経費に対して漏れなく補助金が支給されるよう、交付対象団体と協議、検討することが望まれる。	割振額に満たない中学校から割振額を超えている中学校に対する再配分を行い、補助対象経費として認められる経費に対して漏れなく補助金が支給されるよう、引続き、交付対象団体と協議する。	令和7年度に措置済み。	措置済
69	114	意見	63	人権国際教育課	泉南市人権教育研究協議会補助金	補助金所管課では、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、郵便料、施設使用料、教材購入費、研修参加費等を補助対象経費として想定しているとのことであり、こうした補助対象経費を、要綱において明確化することが望まれる。また、「泉南市人権教育研究協議会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市人権教育研究協議会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
70	114	意見	64	人権国際教育課	泉南市人権教育研究協議会補助金	市人研事務局と協議の上、実績報告時に提出される会計決算書において、補助金以外の収入についても総額で表示するよう、記載方法を見直すことが望まれる。	令和6年度の会計決算書から、補助金以外の収入についても総額で表示するように事務局担当者へ依頼する。	令和6年度に措置済み。	措置済
71	115	意見	65	人権国際教育課	泉南市人権教育研究協議会補助金	補助金所管課による会計決算報告の検証にあたっては、補助金で不要な物品購入が行われていないか、補助金を超える補助対象経費に対する市人研構成員による自己負担が生じていないか等に留意して確認した上で、確認結果をもとに必要に応じて、翌年度以降の補助金額の見直しを検討することが望まれる。また、会計決算報告に対する補助金所管課による検証結果を残すことが望まれる。	補助金が適切に使用されているか確認し、検証結果を記録するとともに、必要に応じて、補助金額の見直しを検討する。	実績報告から補助金の適切な使用について確認し、結果を記録した。補助金額の見直しについては引き続き検討する。	検討中
72	116	意見	66	人権国際教育課	泉南市人権教育研究協議会補助金	補助金申請時から、交付対象団体における事業実施内容や予算内容が大きく変更される場合には、市人研に変更内容を補正した予算資料の提出を求め、補助金所管課で内容を確認し承認することが望まれる。	事業実施内容や予算内容が大きく変更される場合は、事務局担当者へ予算資料の再提出を依頼し、承認の可否を行う。	令和7年度に措置済み。	措置済
73	118	意見	67	人権国際教育課	在日外国人教育研究協議会補助金	補助金所管課では、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、郵便料、施設使用料、教材購入費、研修参加費等を補助対象経費として想定しているとのことであり、こうした補助対象経費を要綱において明確化することが望まれる。また、「泉南市在日外国人教育研究協議会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市在日外国人教育研究協議会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。	「補助金に関するガイドライン」に従って、要綱に補助対象とする経費の科目や内容について定めることを検討する。	令和6年度に措置済み。	措置済
74	118	意見	68	人権国際教育課	在日外国人教育研究協議会補助金	補助金所管課による会計決算報告の検証にあたっては、補助金で不要な物品購入が行われていないか、補助金を超える補助対象経費に対する市外教構成員による自己負担が生じていないか等に留意して確認した上で、確認結果をもとに必要に応じて翌年度以降の補助金額の見直しを検討することが望まれる。また、会計決算報告に対する補助金所管課による検証結果を残すことが望まれる。	補助金が適切に使用されているか確認し、検証結果を記録するとともに、必要に応じて、補助金額の見直しを検討する。	実績報告から補助金の適切な使用について確認し、結果を記録した。補助金額の見直しについては引き続き検討する。	検討中
75	119	意見	69	人権国際教育課	在日外国人教育研究協議会補助金	補助金所管課から市外教に対して不一致理由の説明を求めるとともに、書類の不備であれば市外教に資料の修正を求めることが望まれる。	予定していた内容と異なる予算執行になる場合は、速やかに所管課担当者に連絡することとし、必要に応じて資料の提出を求める。また、実績の確認において、年度当初と年度末で内容に不一致がある場合は、資料の再提出等を求める。	令和7年度に措置済み。	措置済
76	119	意見	70	人権国際教育課	在日外国人教育研究協議会補助金	補助金申請時から、交付対象団体における事業実施内容や予算内容が大きく変更される場合には、市外教に変更内容を補正した予算資料の提出を求め、補助金所管課で内容を確認し承認することが望まれる。	事業実施内容や予算内容が大きく変更される場合は、事務局担当者へ予算資料の再提出を依頼し、承認の可否を行う。	令和7年度に措置済み。	措置済